

## 新型コロナ、9/26より全数届出見直しへ —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その31—

新型コロナウイルス感染症の発生届に関する取扱いが9月26日より変更される。医療機関による発生届提出の対象となるのは、①65歳以上の患者、②入院を要する患者、③妊婦の患者、④重症化リスクがあり、コロナ治療薬（※1）の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する患者—の4類型に限定される。詳細は県医療危機対策本部室発行の「全数届出見直し等への対応の手引（医療機関用）」などを参照いただきたい。

### ＜発生届出対象外の患者の取扱い＞

上記の発生届出対象とならない陽性患者については、患者数と年代をHER-SYSを用いて報告する。これは日次報告となっており、陽性患者が発生した日は原則その日のうちに報告をすることとされている。また、HER-SYSの利用ができない医療機関については所定の様式に記入し、管轄の保健所へFAXを用いて報告することとされた。

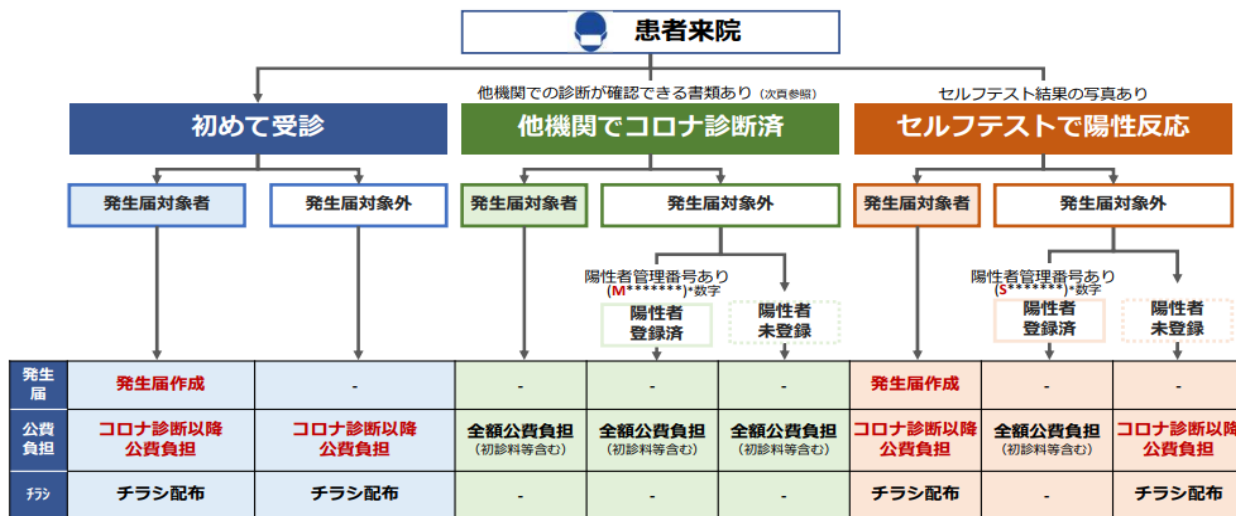
なお、医療機関において新型コロナ陽性の診断を受けた「発生届出対象外の患者」は、自身で「神奈川県陽性者登録窓口フォーム」から陽性者登録を行う。この際、新型コロナ陽性と分かる書類（※2）が必要となるため、医療機関においてもご留意いただきたい。

### ＜療養公費の取扱い＞

発生届出の有無に関わらず、新型コロナ陽性の患者の新型コロナに関する診療については従来通り公費負担医療の対象となる。公費適用のタイミングなどの取扱いにも変更はない。

他院において新型コロナ陽性と診断された患者についても、新型コロナ陽性と分かる書類（※2）が確認できれば従来通り初診料等も含め公費負担医療の対象となる。

また、発生届の有無に応じた患者向けチラシを配布することとなっている。公費負担等については下図もご参照いただきたい。



神奈川県『全数届出見直し等への対応の手引き』より抜粋

※1 コロナ治療薬の範囲＝①ロナブリーブ（カシリビマブ・イムデビマブ）、②ステロイド薬、③ゼビュディ（ソトロビマブ）、④トシリズマブ、⑤パキロビッド（ニトマトレルビル・リトナビル）、⑥バリシチニブ、⑦ラゲブリオ（モルヌピラビル）、⑧ベクルリー（レムデシビル）

※2 新型コロナ陽性と分かる書類の例＝医療機関で発行された検査結果書類、検査センターで発行された検査結果書類、コロナ治療薬の処方箋、コロナ治療薬の服用説明書、診療明細書、診療費請求書兼領収書（神奈川県『全数届出見直し等への対応の手引』より）